

令和2年3月
長崎県警察

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の制定に伴う結果の公示について

1 規則等の題名

長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）

2 意見公募手続きを実施しなかった旨及び理由

今回の規則の改正内容は、車両制限令第3条第3項に規定される道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと指定予定の道路を走行する自動車についてのものであり、当然必要とされる規定の整理であるため、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号の規定に準じて、意見公募手続きを実施しませんでした。

3 制定日

令和2年3月17日